

香川県報



第 87 号

平成 16 年

11月2日(火曜日)

告 示

香川県告示第七百二十八号
瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十一月二日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
松山市富西1丁目2番1号
株式会社フジ
 - (2) 代表取締役 時任 紀邦
事業場の所在地及び名称
さぬき市志度字剉田尻2409番地
パルティ・フジ志度SC
 - (3) 特定施設に関する事項

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)	一
	生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	(健康福祉総務課)	三
	生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出	" "	
	生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	" "	
	平成十六年県民健康・栄養調査の実施	" "	
	漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立	(水産課)	四
	●海岸保全区域の指定	" "	七
公告	公印の新調	(教育委員会)	八
	土地改良事業計画変更の適否決定	(土地改良課)	
	土地改良区の役員の就任の届出	" "	
	開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築課)	九
	開発行為に関する工事(公共施設)の完了(二件)	" "	
正誤	平成十六年十月二十二日(香川県報第九一七八号)香川県公告第五百号中訂正		一一
	平成十六年七月二十五日(香川県報号外)香川県選挙管理委員会告示第八十八号中訂正		
	平成十六年七月二十五日(香川県報号外三)香川海区漁業調整委員会委員選挙選挙告示第三号中訂正		

種 能	類 力	種 類	種 類	種 類
工事着手予定年月日	許可後	し尿処理施設	2140人槽	170㎡/日
工事完成予定年月日	許可後4箇月			
使用開始予定年月日	完成後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間			
排出され	項目	通 常	最 大	

汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	20
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	5	10
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	1	1.5
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	90	170	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	合併処理浄化槽				
型 式	膜分離活性汚泥方式浄化槽				
構 造	鉄筋コンクリート製				
能 力	170 m ³ /日				
汚水等の処理方式	膜分離活性汚泥処理				
工 期	工事着手予定年月日	許可後			
	工事完成予定年月日	許可後 4箇月			
等	使用開始予定年月日	完成後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間				
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項 目	処 理 前	処 理 後		
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6

態	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	150	200	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	100	150	10	20
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	250	300	5	10
	窒素含有量 (mg/ℓ)	50	60	15	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	7	1	1.5
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	90	170	90	170

(5) 排水水の汚染状態及び水量

排水水の汚染状態	項 目	第 1 排 水 口		
		通 常	最 大	大 口
	水素イオン濃度	5.8~8.6		5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5		10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10		20
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	5		10
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15		20
	りん含有量 (mg/ℓ)	1		1.5
	大腸菌群数 (個/cm)	0		3,000
	排水水の量 (m ³ /日)	90		170

第 2 ~ 3 排水口：雨水

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成16年11月2日から

平成16年11月24日まで

(2) 場所

香川三浦編製料米製糖株式会社
丸亀市津森町一七五番地二

香川県告示第七百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十一月二日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	名称	所在地
平成一六、一〇、一	医療法人社団至誠会 増田歯科医院	丸亀市土器町西四丁目三四七番地
平成一六、一〇、一	宮武歯科医院	丸亀市三条町九三番地五

香川県告示第七百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年十一月二日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	名称	所在地
平成一六、九、三〇	増田歯科医院	丸亀市土器町西四丁目三四七番地
平成一六、九、三〇	宮武歯科医院	丸亀市三条町九〇二

香川県告示第七百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年十一月二日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、八、二五	なぎさ調剤薬局 丸亀市津森町一七五番地二	有限会社瀬戸内フ アイマシー 丸亀市津森町一七五番地二	居宅療養管理指導
平成一六、八、三一	株式会社コムスン 観音寺ケアセンタ ¹ 観音寺市観音寺町 甲一五三五 六 九十九ビル二〇一	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六〇一	福祉用具貸与
平成一六、九、三〇	増田歯科医院 丸亀市土器町西四 丁目三四七番地	増田修一 丸亀市土器町西四 丁目三四七番地	居宅療養管理指導

香川県告示第七百三十二号

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、平成十六年県民健康・栄養調査を次のとおり実施する。

平成十六年十一月二日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 調査の目的
県民の健康や栄養状態等を把握し、健康づくり対策を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査事項
 - 1 身体状況調査
 - 2 栄養摂取状況調査
 - 3 生活習慣調査
 - 4 口腔内調査

三 調査の範囲

平成十六年国民生活基礎調査に設定された単位区のうち、十五地区の世帯及び当該世帯の一歳以上の世帯員。

四 調査の期日

平成十六年十一月のうち一日を任意に定めて行う。

五 調査の方法

身体状況調査及び口腔内調査については集合調査を実施し、栄養摂取状況調査及び生活習慣調査については調査票を配付し、被調査者が記入する自己記入方式で実施する。

香川県告示第七百三十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第二百二十五条の六第三項において準用する同法第二百五条の二第三項の規定により提出された区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第二百五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十六年十一月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

東かがわ市馬宿三三八番地 三谷 健造

東かがわ市引田一六二番地三 有限会社萬水産 代表取締役 萬 貞男

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

相生・引田加入区

のり等養殖業

二 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

東かがわ市松原二二九番地三 谷 謙二

東かがわ市松原一一五八番地 有限会社植本 代表取締役 植本 登喜江

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

白鳥本町加入区

のり等養殖業

三 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

東かがわ市三本松七八七番地一三 田中 克知

東かがわ市小磯二九三番地六 田中 文雄

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

東讃加入区

のり等養殖業

四 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

さぬき市津田町鶴羽一五九〇番地三 大塩 正憲

さぬき市津田町鶴羽一四〇八番地一 宇山 一美

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

鶴羽加入区

のり等養殖業

五 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

さぬき市津田町津田一三七二番地一 名和 進

さぬき市津田町津田三九五三番地二 石塚 順二

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

津田加入区

のり等養殖業

六 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

さぬき市小田二四二〇番地 森下 重利

さぬき市小田六〇二番地 河野 博

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

小田加入区

のり等養殖業

七 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

さぬき市鴨庄三六二番地 江口 好春

さぬき市鴨庄三四六番地二 山本 等

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

鴨庄加入区

<p>のり等養殖業</p> <p>八 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名 さぬき市志度五番地 朝比奈 登 さぬき市志度五三八二番地五一 茨 秀則</p> <p>2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分 志度加入区</p> <p>のり等養殖業</p> <p>九 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名 木田郡牟礼町大字原三一四番地二 小山 良明 木田郡牟礼町大字大町九九九番地九 石原 与四郎</p> <p>2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分 牟礼加入区</p> <p>のり等養殖業</p> <p>十 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名 木田郡庵治町一〇〇五番地 藪 俊作 木田郡庵治町五四〇九番地一 竹本 隆 木田郡庵治町五四一〇番地三 竹本 淳一</p> <p>2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分 庵治・屋島加入区</p> <p>のり等養殖業</p> <p>十一 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名 高松市瀬戸内町五五番九号 武市 清 高松市瀬戸内町九番一五号 地濱 義雄 高松市浜ノ町三四番三三号 竹内 義孝</p> <p>2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分 高松市瀬戸内加入区</p> <p>のり等養殖業</p> <p>十二 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名</p>	<p>高松市女木町二八九番地 橋本 宗弘 高松市女木町二四五番地二 橋本 末春</p> <p>2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分 女木島加入区</p> <p>のり等養殖業</p> <p>十三 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名 高松市男木町二七一番地二 木場 哲也 高松市男木町一番地 大江 哲夫</p> <p>2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分 男木島加入区</p> <p>のり等養殖業</p> <p>十四 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名 高松市亀水町五六九番地 藤本 聖一 高松市亀水町三三六番地 内山 弘</p> <p>2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分 下笠居第三加入区</p> <p>のり等養殖業</p> <p>十五 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名 高松市香西本町六六五番地三 新開 義明 高松市香西本町六五六番地二 津島 和博</p> <p>2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分 香西加入区</p> <p>のり等養殖業</p> <p>十六 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名 香川郡直島町二〇八〇番地一 有限会社姫鶴水産 代表取締役 石田 貴之 香川郡直島町二二三四番地 有限会社竹林水産 代表取締役 竹林 亨</p> <p>2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分 直島加入区</p>
---	---

のり等養殖業

十七 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

小豆郡土庄町伊喜末一五二七番地三 新浜 勝幸

小豆郡土庄町小江一八八二番地二 来 高司

小豆郡土庄町長浜甲二一九九番地 笠松 繁弘

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

四海加入区

のり等養殖業

十八 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

小豆郡土庄町馬越甲一六五番地 田中水産有限公司 代表取締役 田中 芳実

小豆郡土庄町小海甲七八五番地 酒本水産有限公司 代表取締役 酒本 信安

小豆郡土庄町馬越甲三一七番地一 谷口水産有限公司 代表取締役 谷口 猛

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

北浦加入区

のり等養殖業

十九 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

小豆郡土庄町豊島唐櫃二五三四番地一 高橋 謙

小豆郡土庄町豊島唐櫃二五四〇番地 山口 清秀

小豆郡土庄町豊島唐櫃二五五五番地 山口 武志

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

唐櫃・家浦加入区

のり等養殖業

二十 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

小豆郡土庄町大部甲二二九番地一 横山 正樹

小豆郡土庄町大部甲一九六一番地 小浜 孝行

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

大部加入区

のり等養殖業

二十一 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

小豆郡内海町福田甲二八〇番地六 中川 則一

小豆郡内海町福田甲一九四番地四九 木下 勝

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

内海町福田加入区

のり等養殖業

二十二 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

小豆郡内海町坂手甲一四五四番地二 有限会社朝森水産 代表取締役 森朝征

小豆郡内海町橘甲五〇四番地 浜崎 文男

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

内海町橘・坂手加入区

のり等養殖業

二十三 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

小豆郡内海町西村甲二四〇一番地 竹田 久継

小豆郡内海町苗羽甲四番地一 森 勝典

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

有限会社笠井水産 代表取締役 笠井忠博

内海町内海加入区

のり等養殖業

二十四 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

坂出市王越町乃生一四三六番地 北条 年明

坂出市王越町乃生一四四〇番地三 三木 浪夫

坂出市王越町乃生一四二七番地二 三木 進

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

王越加入区

のり等養殖業

二十五 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

坂出市大屋富町二五六五番地三 高木 重孝

2 坂出市大屋富町三二〇三番地 谷沢 健二
坂出市大屋富町二〇八九番地一 藤井 貞夫
同意を得た加入区の名称及び漁業区分
松山加入区

のり等養殖業

二十六 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名
坂出市瀬居町一〇六〇番地 山本 富夫
坂出市瀬居町一七二三番地 大福 道夫
坂出市沙弥島一〇六番地 浅野 政幸

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
与島加入区

のり等養殖業

二十七 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名
綾歌郡宇多津町二六二八番地七七六 安岐 勝治
綾歌郡宇多津町二六二八番地二二九 元谷 一義

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
宇多津加入区

のり等養殖業

二十八 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名
丸亀市富士見町一丁目四番八号 島 明男
丸亀市御供所町二丁目四番四号 徳田 悦男
丸亀市富士見町五丁目一番九号 島 敏雄

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
丸亀市・多度津町高見加入区

のり等養殖業

二十九 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名
三豊郡詫間町大字箱六九一番地 田島 貞彦
三豊郡詫間町大字箱一〇一七番地 山下 淳

三豊郡詫間町大字箱六八六番地 三谷 茂美
2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
箱浦加入区

のり等養殖業

香川県告示第七百三十四号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十六年十一月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸	保全区	区域
燧灘沿岸	伊吹魚港	伊吹漁港海岸	海	岸	保全区
			一 指定場所 (真浦地区) 観音寺市伊吹町字真浦上地先 (西浦地区) 観音寺市伊吹町字西ノ内、西佃地先		
			二 指定区域 (真浦地区) 基点一、基点二、補助点三、補助点二、補助点一、基点一を順次に直線で結んだ線で囲まれた区域		
			三 基点及び補助点の表示(角度の表示は、方向角とする。) (真浦地区) 基点一 観音寺市伊吹町字真浦上一七六九番地内の標杭 基点二 基点一から一六四度〇〇分、三八・〇メートルの地点 補助点一 基点一から二九〇度〇〇分、五〇・〇メートルの地点		

- 補助点二 基点一から二三〇度〇〇分、六〇・〇メートルの地点
- 補助点三 基点二から一七五度〇〇分、六〇・〇メートルの地点
- (西浦地区)
- 基点三 観音寺市伊吹町字西ノ内一七六番地内の標杭
- 基点四 基点三から二四二度〇〇分、九・〇メートルの地点
- 基点五 基点四から一五三度〇〇分、五二・五メートルの地点
- 基点六 基点五から一五〇度〇〇分、一〇〇・〇メートルの地点
- 基点七 基点六から一四八度〇〇分、三七・五メートルの地点
- 基点八 基点七から一〇一度〇〇分、二七・五メートルの地点
- 基点九 基点八から一六〇度〇〇分、七六・五メートルの地点
- 基点一〇 基点九から七五度〇〇分、七・五メートルの地点
- 補助点四 基点三から三二〇度〇〇分、四〇・〇メートルの地点
- 補助点五 基点四から二四二度〇〇分、四〇・〇メートルの地点
- 補助点六 基点七から二四二度〇〇分、四〇・〇メートルの地点
- 補助点七 基点九から二四二度〇〇分、三五・〇メートルの地点
- 補助点八 基点一〇から一八〇度〇〇分、五〇・〇メートルの地点

香川県告示第七百三十五号

香川県立東山魁夷せとうち美術館長及び香川県立東山魁夷せとうち美術館出納員の使用する公印を、平成十六年十一月一日次のとおり新調した。

平成十六年十一月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 香川県立東山魁夷せとうち美術館長印

二 香川県立東山魁夷せとうち美術館出納員印



公 告

香川県公告第五百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、綾歌町が土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理事業）成願寺下地区）計画を変更することについて平成十六年十月二十日適当と決定した。

その関係書類を綾歌町建設課において平成十六年十一月九日から同月二十九日まで縦覧に供する。

平成十六年十一月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、観音寺市高室土地改良区から役員（の）退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年十一月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
一	退任した役員		

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	森川 光典	観音寺市高屋町一〇九三番地	平成一六、一〇、一四
"	安藤 博	" 八二八番地一	"
"	原 俊博	" 二五〇一番地	"
"	五味 利久	" 二三七五番地	"
"	小西 修	" 二〇四〇番地	"
"	富永 茂市	" 一四八三番地三	"
"	香川 正	" 二二三五番地一	"
"	田中 敬造	室本町三五三番地	"
"	中野 博之	" 一〇七番地	"
監事	大倉 重光	高屋町二四〇六番地	"
"	宮崎 仁	" 一四七二番地一	"
"	岡崎 教行	室本町六四一番地一五	"
二 就任した役員			
理事	森川 光典	観音寺市高屋町一〇九三番地	平成一六、一〇、一五
"	宮崎 啓二	" 一五〇二番地二	"
"	中野 博之	室本町一〇七番地	"
"	藤原 義博	高屋町二三一一番地	"
"	原 俊博	" 二五〇一番地	"
"	石川 喜之	" 二二三四番地	"
"	五味 馨	" 八五四番地	"
"	香川 正	" 二二三五番地一	"
"	田中 敬造	室本町三五三番地	"
"	徳田 宗弘	" 三六八番地	"
監事	松岡 俊次	" 二〇〇番地	"
"	石川 繁利	高屋町二〇六一番地一	"
"	安藤 利一	" 八二三番地	"

香川県公告第五百十六号
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。
 平成十六年十一月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三二四五 二、甲三二四六 一、甲三二四六 二、甲三二四六 三、甲三二四七 一、甲三二四七 二、甲三二四八、甲三二四九、甲三二五〇 一、甲三二五〇 三、甲三二五一 一、甲三二五一 二、甲三二五三 一、甲三二五三 一〇、甲三二五四 三、甲三二五四 四、甲三二五四 五、甲三二五四 六、甲三二五四 七、甲三二五五 一、甲三二五五 二、甲三二五六 三、甲三二六四 三及び同地先農道・水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市伏石町四九七
 有限会社フロムファースト 代表取締役 佐野 力

香川県公告第五百十七号
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。
 平成十六年十一月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 丸亀市山北町字池田二九六 四、二九七 一、二九七 四、二九八、二九九 一、二九九 二、三〇〇

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 丸亀市土器町東九丁目二七五 一
 有限会社佐野興産 代表取締役 下山 健次
 香川県公告第五百十八号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法

(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三二四五 一、甲三二四六 一、甲三二四六 二、甲三二四六 三、甲三二四七 一、甲三二四七 二、甲三二四八、甲三二四九、甲三二五〇 一、甲三二五〇 三、甲三二五一 一、甲三二五二 一、甲三二五三 一、甲三二五三 一〇、甲三二五四 三、甲三二五四 四、甲三二五四 五、甲三二五四 六、甲三二五四 七、甲三二五五 一、甲三二五五 二、甲三二五六 三、甲三二六四 三及び同地先農道・水路

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員六・〇〇メートル、延長一四八・二七メートル)
綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三二四六 一の一部、甲三二四六 二の一部、甲三一四六 三の一部、甲三二四七 一の一部、甲三二四七 二の一部、甲三二四八の一部、甲三二四九の一部、甲三二五〇 一の一部、甲三二五〇 三の一部、甲三二五一 一の一部、甲三二五二 一の一部、甲三二五三 一の一部、甲三二五三 一〇の一部、甲三二五五 一の一部、甲三二五六 三の一部及び同地先農道・水路
道路(有効幅員四・七六メートル、延長二二四・六六メートル)
綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三二四六 一の一部、甲三二四八の一部、甲三二四九の一部、甲三二五〇 一の一部、甲三二五五 一の一部、甲三二五六 三の一部及び同地先農道・水路

2 公園

公園(面積二〇九・四二平方メートル)
綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三二五一 一の一部、甲三二五四 三の一部、甲三一五四 五の一部、甲三二五五 一の一部、甲三二五五 二の一部及び甲三二五六 三の一部

3 排水施設

排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長二〇・〇〇メートル)

綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三二五〇 一の一部、甲三二五五 一の一部、甲三一五五 二の一部及び甲三二五六 三の一部

排水管(直径二五〇ミリメートル、延長五八・三三メートル)

綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三二五〇 一の一部、甲三二五五 一の一部及び甲三二五六 三の一部

排水管(直径三〇〇ミリメートル、延長三六・〇〇メートル)

綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三二四六 一の一部、甲三二四六 二の一部、甲三一四八の一部、甲三二四九の一部及び甲三二五〇 一の一部

排水管(直径三五〇ミリメートル、延長四二・四五メートル)

綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三二四六 一の一部及び同地先農道・水路
水路敷地(面積四一・一九平方メートル)

綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三二四六 一 地先農道・水路

4 防火水槽

防火水槽(容量四〇・二〇立方メートル)

綾歌郡国分寺町福家字中福家甲三二五五 一の一部及び甲三二五六 三の一部
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
高松市伏石町四九七

有限会社フロムファースト 代表取締役 佐野 力

香川県公告第五百十九号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸龜市山北町字池田二九六 四、二九七 一、二九七 四、二九八、二九九 一、二九九 二、三〇〇

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長六八・一六メートル）

丸龜市山北町字池田二九七 一の一部、二九九 一の一部、二九九 二の一部及び

三〇〇の一部

道路（有効幅員四・二八メートル、五・〇〇メートル、延長二〇・六六メートル）

丸龜市山北町字池田二九九 一の一部及び二九九 二の一部

2 排水施設

自由勾配側溝（寸法三〇〇ミリメートル×四〇〇ミリメートル、延長八〇・四〇メートル）

丸龜市山北町字池田二九七 一の一部、二九九 一の一部、二九九 二の一部、三

〇〇の一部及び同地先市道

排水管（直径三〇〇ミリメートル、延長八・六〇メートル）

丸龜市山北町字池田二九七 四地先市道

排水管（直径二〇〇ミリメートル、延長六四・九〇メートル）

丸龜市山北町字池田二九七 一の一部、二九九 一の一部、二九九 二の一部及び

同地先市道

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸龜市土器町東九丁目二七五 一

有限会社佐野興産 代表取締役 下山 健次

正 誤

平成十六年十月二十二日（香川県報第九一七八号）香川県公告第五百号中訂正

ハページ	上段	
	正	誤
	同年十一月十八日	同年十月十八日

平成十六年七月二十五日（香川県報号外）香川県選挙管理委員会告示第八十八号中訂正

一ページ	下段	
	正	誤
	北野 廣治	北野 広治

平成十六年七月二十五日（香川県報号外三）香川海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第三号中訂正

一ページ	上段	
	正	誤
	第百条第四項	第百条第一項

平成十六年十一月三日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています